

三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する浦安市の基本方針



平成 15 年 10 月

浦 安 市

はじめに

三方を海と川に囲まれた浦安市にとって、水辺は重要な自然資源であり、市民の大きな財産です。したがって、水辺を活用したまちづくりは、本市にとって極めて重要な課題といえます。

このため、市では、これまでも環境や景観に配慮しながら、多様な市民ニーズに対応した魅力ある水辺空間の創出に向けて、河川や海岸の整備について国・千葉県はじめ関係機関の協力を得て積極的に取り組んできました。

平成 13 年 4 月、千葉県が市川二期等の埋立計画を白紙撤回したことにより、本市と市川市及び船橋市に囲まれた通称「三番瀬」が海域として残ることとなりました。そして、平成 14 年 1 月、千葉県により、三番瀬再生計画検討会議(通称：三番瀬円卓会議)が設置され、平成 15 年度内の策定を目標に県民参加による三番瀬の再生計画づくりが進められています。

こうした中、本市は、船橋市や市川市よりも浦安市民に最も近い海である三番瀬について、本市としての三番瀬の保全・再生に向けた取り組みやその活用などについて、市民の意見や要望を聴きながら、オブザーバーとして参加している三番瀬円卓会議において発言するとともに、必要に応じ国や千葉県に対して働きかけを行っていくため、同年 6 月、庁内に「三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する検討委員会」を設置し、10 回にわたる会議の中で市としての総合的な方針づくりを進めてきました。

また、三番瀬について広く市民に知っていただくため、平成 14 年 8 月 25 日に三番瀬を特集した政策広報を発行するとともに、「三番瀬シンポジウムうらやす」を 3 回にわたって開催し、市民の意見や要望を伺ってきたところです。特に、第 3 回のシンポジウムでは、基本方針のたたき台を示してパネラーや来場の皆さんと意見交換し、これを踏まえて素案としてまとめました。

そして、この素案を平成 15 年 7 月 15 日号の広報うらやすに掲載し、広く市民の皆さんにお知らせして御意見を求めました。

この基本方針は、こうした取り組みを踏まえ、本市としての三番瀬の保全・再生及び水辺の活用の方向性を明らかにするものです。

基本理念

1．自然の仕組みを大切にす

三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に当たっては、自然への影響をモニタリングしながら、自然が自ら持つ仕組みを大切にし、その能力を最大限に生かす。

2．様々な主体による協働を基本とする

三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に当たっては、科学的な根拠をもとに専門家の支援を得ながら、市民、行政、企業など様々な主体が知恵を出し合い協働して進める。

3．海を生かしたまちづくりを進める

三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に当たっては、賢明な利用を図ることを基本に市民の安全確保と自然環境との調和に配慮しながら、海や水辺の持つポテンシャルをまちづくりに生かしていく。

基本目標

貴重な自然である三番瀬を市民と行政が一体となって保全・再生に取り組み、ふるさとの海として後世につなげていくとともに、自然環境と共存しながら、市民が遊び、憩い、学習できる場として三番瀬を活用していく。

将来像

1. 水質と生物

～多くの生物が生息しているきれいな海にしたい～

【現状と課題】

三番瀬は、埋立てにより閉鎖性の高い海域となっている上、主な真水の供給源となっている江戸川には可動堰が設置されていることなどから水の循環に問題があります。

浦安市と市川市を流れる猫実川は、雑排水を水源としており、流れの少ない猫実川河口付近には、シルト状の土壌がたい積しており、こうした水質や底質の環境を好む生物が河口付近に定着しつつあります。

三番瀬におけるアサリなどの漁獲高は、年々減る傾向にあります。

埋立事業の土砂の採掘に伴う本市地先海底の深場が原因とされる青潮が年に数回発生し、生物に大きな影響を与えています。

【今後の方向性】

三番瀬の水循環など環境にも配慮した江戸川の可動堰のあり方などについて調査、検討するよう、千葉県及び関係市とともに、管理者である国に求めていきます。

千葉県や市川市と連携しながら、引き続き猫実川の水質向上に取り組んでいきます。

青潮に対する緊急的な対策と、青潮の発生原因とされる土砂の採掘跡の修復など中・長期的な対策の検討について、関係市とともに国、県に対応を求めていきます。

国及び関係自治体との連携を図りながら、保護すべき地区の指定の範囲や登録に伴う利用の制限などについて検討を進め、関係者の理解を得て、三番瀬のラムサール条約への登録を目指します。

[留意事項]

- ・猫実川河口付近にたい積しているシルト状の土壌については、現状を肯定しそのまま保全するだけでなく、覆砂や除去などの方法も含めて将来の目指すべき方向を検討する必要があります。
- ・ラムサール条約への登録は、第二東京湾岸道路の整備の方向性や今後の市の三番瀬活用の方向性と十分に整合を図った上で進める必要があります。

2. 海の活用

～自然と共存しながら、魚釣り、潮干狩りなどのレジャーを楽しめるようにしたい～

【現状と課題】

入船地先護岸は、直立護岸であるため親水性が低く、魚釣りをする以外、あまり利用されていない状況です。

日の出地先護岸は、現在、立ち入りできない状況となっておりますが、隣接用地が工事用通路として利用されているので、徒歩や自転車などで不法に進入し、魚釣りなどをする人や、干潮時には潮干狩りをしに来る多くの人があります。

日の出地区は、平成 18 年度末に都市基盤整備公団の区画整理事業が完了する予定になっていることから、三番瀬の保全と市民利用のベストバランスをどのように調整していくかが、大きな課題になっています。

【今後の方向性】

市民が三番瀬を利用しやすくするための環境づくりを進めます。

三番瀬の保全と市民利用のベストバランスを図るべく、三番瀬利用のルールづくりやその監視、漁業環境への配慮などについて調査、検討しながら進めていきます。

千葉県や市川市、船橋市などとの連携を図りながら、三番瀬を中心とした広域的なネットワーク化を図ります。

[留意事項]

- ・本市が主体的に活用できる海域の範囲を明確にしていく必要があります。
- ・市の内外からの利用者が多くなることに配慮しなければなりません。(防犯対策や不法駐車対策、騒音対策など)

3 . 護岸と水辺

～海を眺めながら散歩したり、憩うことができ、
また、気軽に水に触れることができる水辺にしたい～

【現状と課題】

入船地先護岸は、鋼矢板の直立護岸であることから、安全性を検証する必要があります。また、現状では市民が水に直接接触することはできません。さらに、護岸の内側の管理用道路は、堤防上部より 1.3m ほど下がっているため、海を眺めづらい状況となっております。日の出地先護岸は、都市基盤整備公団の区画整理事業地内であることから、現在、立ち入りできない状況となっております。

日の出地先護岸は、階段状になっており、手前の 1.1m 程度の堤防を乗り越えれば、水に触れることは可能です。また、護岸内側の管理用道路は、入船地先護岸同様、堤防上部より 1.1m ほど下がっているため、やはり海を眺めづらい状況となっております。

【今後の方向性】

三番瀬に面する護岸の安全性を早急に検証するとともに、より親水性が高く、海の視認性が良い恒久的な護岸整備について、管理者である千葉県に対応を求めていきます。

日の出地先の水辺について、護岸沿いに確保されている 20 メートルの緑地用地については、将来の千葉県による護岸改修をにらみつつ関係機関と協議しながら、できる限り景観や海の視認性、安全性に配慮し、護岸や隣接する公園と連携した緑道の整備を図ります。

[留意事項]

- ・護岸の位置については現状を基本にします。したがって、護岸の形状変更等に当たっては、海側に延長する方向にします。ただし、海側への延長は、必要最小限度にとどめます。

4．陸域の土地利用

～三番瀬の自然と住環境が共存するまちにしたい～

【現状と課題】

入船地区は、護岸及び道路を挟んで戸建住宅が立ち並んでいます。

日の出地区では、都市基盤整備公団の区画整理事業が進められており、三番瀬に面しては、国の研修所や企業の单身寮、世帯用の集合住宅が建てられていますが、今後も土地利用計画に沿って住宅等の開発が進められる予定です。

三番瀬に面して日の出北公園や墓地公園用地が隣接しており、一部供用が開始されています。

入船地区と日の出地区の間の都市計画道路3・1・7号線は、第二東京湾岸道路の候補路線になっていますが、三番瀬埋立ての白紙撤回によって、第二東京湾岸道路計画が今後どうなるのかが課題となります。

【今後の方向性】

日の出北公園や墓地公園については、将来の千葉県による護岸改修をにらみつつ関係機関と協議しながら、できる限り景観や海の視認性に配慮し、護岸や緑道と連携した整備を図ります。

日の出地区の三番瀬側の住宅等の開発に当たっては、事業者に対し、護岸沿いの緑地整備の方向などとの整合に配慮した開発を促進していきます。

第二東京湾岸道路については、国や千葉県、関係市などと連携し、当該道路の東京湾岸全体への社会的な役割や市民生活への影響などを考えながら慎重に対応していきます。

5．学習

～身近な自然を通して、環境について多くの市民が学習できるようにしたい

【現状と課題】

三番瀬は、郷土博物館主催の干潟観察会や日の出公民館主催の環境講座、日の出小学校の環境教育の場として、また、市民の自発的な環境学習の場として活用されています。

市民主体の清掃活動として「三番瀬クリーンアップ大作戦」が開催されており、この中においても干潟観察会や野鳥観察会が併せて行われています。

【今後の方向性】

三番瀬の貴重な自然を保全し、後世につないでいく人材を育成していくため、三番瀬を通じた環境学習を進めるとともに、これを補完・支援する場の必要性など環境整備について検討していきます。

関連施策や事業の推進に当たって

この基本方針に基づく施策や事業の推進に当たっては、今後、三番瀬再生計画検討会議の提言に基づき策定されることとなる千葉県の三番瀬再生計画との整合を図りつつ、国、千葉県、関係市、その他関係機関などの役割分担を明確にし、相互に連携を図りながら推進します。

また、市民と行政が協働で進めていくための仕組みづくりに取り組みます。

用語の解説

モニタリング

正常な状態に保たれるように、監視することをいいます。

ポテンシャル

潜在する能力。可能性としての力のことをいいます。

可動堰（かどうぜき）

必要に応じて水位・水量を調節できる可動装置を備えた河川などに構築した構造物のことをいいます。

シルト

砂と粘土の中間の細かさ（1/16mm～1/256mm）を持つ土のことをいいます。

ラムサール条約

湿地、水鳥を保護することを目的とした国際条約の通称です。登録した国は、対象の地域を国内法で保護することが義務付けられています。

覆砂（ふくさ）

水質の物理化学的環境・水生生物の生育環境の改善を目的として、低質の改良のために現在の低質を良質の砂で覆うことをいいます。

第二東京湾岸道路

東京湾臨海部の交通需要に対応するため、東京都大田区から千葉縣市原市の約50キロ間で国が計画している高速道路をいいます。

区画整理事業

宅地開発のひとつの形態で、土地の宅地への加工、整地、道路、公園等の変更配置を行ない、良質な宅地を造成する事業をいいます。

鋼矢板（こうやいた）

鉄製の幅の広い板の杭のことで、一列に並べて打ち込んで、隙間のない壁面をつくり、岸壁や護岸などの構造物の一部として用います。

三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する基本方針策定までの取り組み

日 程	市 民 参 加	庁 内 体 制
平成 14 年 7 月 3 日		第 1 回三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する検討委員会の開催
7 月 16 日		第 2 回三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する検討委員会の開催
8 月 25 日	三番瀬を特集した政策広報号発行し市民の意見を求めた	
9 月 21 日	第 1 回三番瀬シンポジウムの開催	
10 月 17 日		第 3 回三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する検討委員会の開催
11 月 2 日	第 2 回三番瀬シンポジウムの開催	
12 月 11 日		第 4 回三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する検討委員会の開催
平成 15 年 2 月 18 日		第 5 回三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する検討委員会の開催
3 月 13 日		第 6 回三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する検討委員会の開催
3 月 27 日		第 7 回三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する検討委員会の開催
5 月 22 日		第 8 回三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する検討委員会の開催
5 月 29 日		第 9 回三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する検討委員会の開催
6 月 14 日	第 3 回三番瀬シンポジウムの開催	
6 月 20 日		第 10 回三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する検討委員会の開催
7 月 15 日	三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する基本方針（素案）を広報で公表し市民の意見を求めた	
10 月 22 日		三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する基本方針を決定し公告した

三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 三番瀬の保全・再生等に関し、本市に係る必要な事項を検討、協議するため、三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査、検討する。

- (1) 三番瀬の保全・再生に関すること。
- (2) 三番瀬の水辺の活用に関すること。
- (3) 三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）の対応に関すること。
- (4) 三番瀬保全再生連絡協議会の対応に関すること。
- (5) 前4号に掲げる事項のほか、委員長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は市長とし、副委員長は助役の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、別表の職にある者をもって充てる。

(会議)

第6条 委員長は、検討委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、経営企画部企画政策課及び環境部環境保全課で処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月28日から施行する。

別表（第5条）

経営企画部長	経営企画部次長
市民経済部長	市民経済部次長
環境部長	環境部次長
建設部長	建設部次長
都市整備部長	都市整備部次長
経営企画部参事(開発調整担当)	経営企画部企画政策課長
	環境部環境保全課長